

平成27年10月23日

## 本市施設の指定管理業務における会計で、(元)本市非常勤嘱託員が 使途不明金を発生させた事案の告発について

本市施設の指定管理業務における会計で、(元)本市非常勤嘱託員が使途不明金を発生させた事案については、刑法第253条(業務上横領)等に該当すると考えられることから、市は、(元)本市非常勤嘱託員の厳重な処罰を求めるため、河内長野警察署に対して、平成27年10月23日付で告発しました。

告発人 住所：河内長野市原町一丁目1番1号  
職業：河内長野市長 氏名 芝田 啓治  
電話：0721-53-1111 (代)

被告発人 (元)非常勤嘱託員(任用期間の終了により平成27年3月31日付で退職)  
所属等：市民生活部自治振興課小山田コミュニティセンター長 兼 健康長  
寿部いきいき高齢課小山田地域福祉センター長(当該職務での在任  
期間は、平成22年4月1日～平成27年3月31日)  
年齢：65歳 性別：男性

### 【告発の内容】

被告発人は、平成22年4月1日から平成27年3月31日まで、河内長野市の非常勤嘱託員として、河内長野市立小山田コミュニティセンター・地域福祉センター(両センターの複合施設。以下「センター」という。)のセンター長として勤務。

被告発人はセンターの指定管理者である小山田コミュニティセンター・地域福祉センター管理運営委員会の会計業務を掌っており、平成24年11月14日から平成27年3月26日までの間で、物品を購入したかのように伝票を起票するも、実際には購入せず、預金口座から現金を引き出して着服するなどして施設管理会計から現金を着服した。

なお、河内長野市による調査の経過の中で、被告発人は上記の着服・横領行為を認め、被告発人及び被告発人の親族と委員会とが協議し、平成27年5月22日に委員会が被った被害額の全額を被告発人の親族が委員会に支払う形で弁済された。

しかし、本件は、平成25年に本市元職員が巨額の生活保護費の横領で逮捕され、全庁を挙げてコンプライアンスを推進している最中に行われたもので、被告発人のこれらの犯行は悪質であり、その後、河内長野市は市民等による批判や抗議を受けるなど、市政の停滞を招き、信用を失墜させた責任は重大であるため、今回告発したもの。

告発金額：18件 1,594,957円

◎問い合わせ 河内長野市役所 電話 0721(53)1111  
担当 健康長寿部(いきいき高齢課)